

劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（案）の概要

「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」とは

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(平成24年6月施行)に基づき、劇場、音楽堂等の事業の活性化を図るため、文部科学大臣が、劇場、音楽堂等の事業を進める際の目指すべき方向性、取り組むべき事項を明らかにするもの。

指針の概要

1. 劇場、音楽堂等の設置者又は運営者が取り組むべき事項

① 運営方針の明確化

劇場、音楽堂等の運営方針を定め、周知し、新たな課題等が生じた場合等には、必要に応じ同方針を適切に見直すよう努める。

② 質の高い事業の実施

劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実施すべき事業を適切に決定し、質の高い事業の実施に努める。

③ 専門的人材の養成・確保

劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、公演等の企画制作、舞台関係の施設・設備の運用、組織・事業の管理運営、実演芸術の創造など専門的能力を有する人材を養成し、必要な人材を配置するよう努める。

④ 普及啓発の実施

児童生徒等に対する質の高い実演芸術に触れる機会の提供を含め、普及啓発事業を適切に実施するよう努める。

⑤ 関係機関との連携・協力

他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等、教育機関等との連携・協力を積極的に進め、効果的な連携・協力関係を構築するよう努める。

⑥ 国際交流

実演芸術に関する国際交流を推進するよう努める。

⑦ 調査研究

実演芸術の動向、利用者のニーズ・評価等に関する調査研究機能の強化に努める。

⑧ 経営の安定化

国民・住民の関心を高め、利用者の拡大を図るための工夫を行うとともに、経営の安定化を図るため、多様な財源を確保するよう努める。

⑨ 安全管理

安全管理に係る規程を整備し、施設・設備の安全管理を適切に行う体制の整備に努める。

⑩ 指定管理者制度の運用

創造性及び企画性が事業の質に直結するという劇場、音楽堂等の特性に基づき、同制度の趣旨を最大限に生かし得る方策を検討するよう努める。

2. 国、地方公共団体の取組等に関する事項

- ① 国及び地方公共団体は、環境の整備、財政上の措置、人材養成等の適切な対応を行う。
- ② 実演芸術団体等、教育機関等は、劇場、音楽堂等の設置者等が事業を実施するに当たり積極的に協力する。